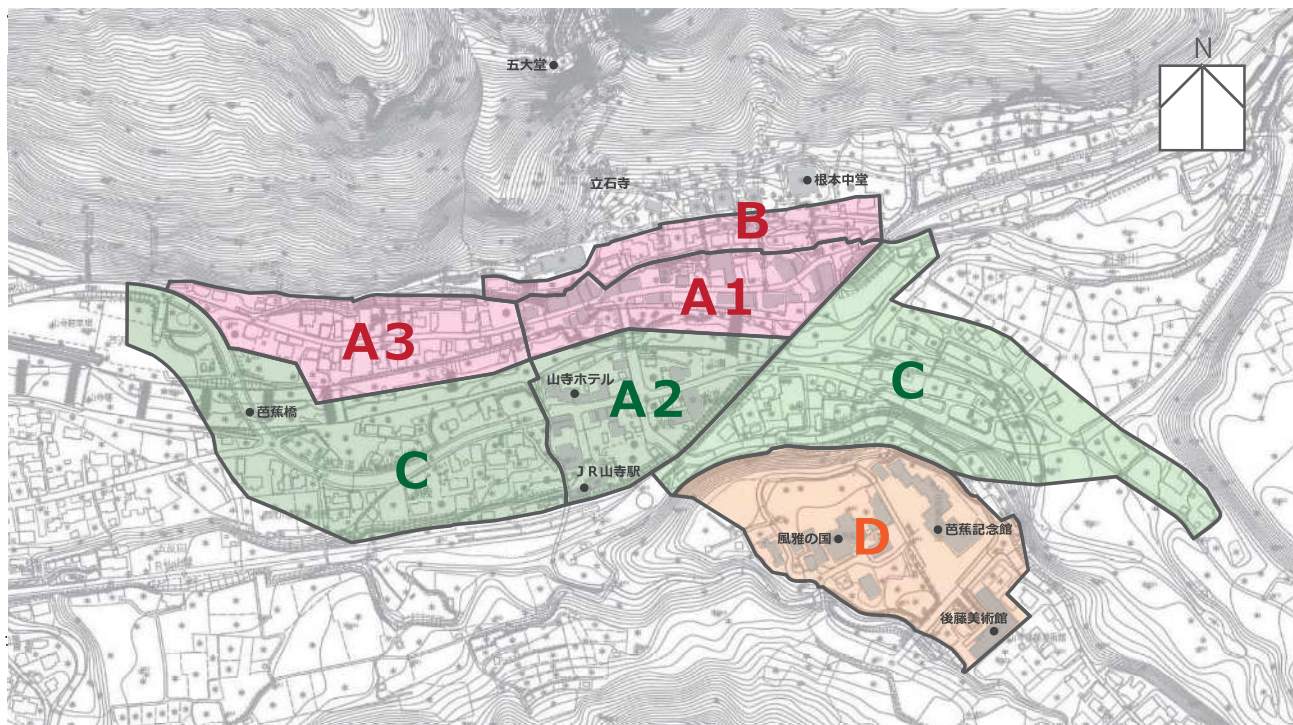
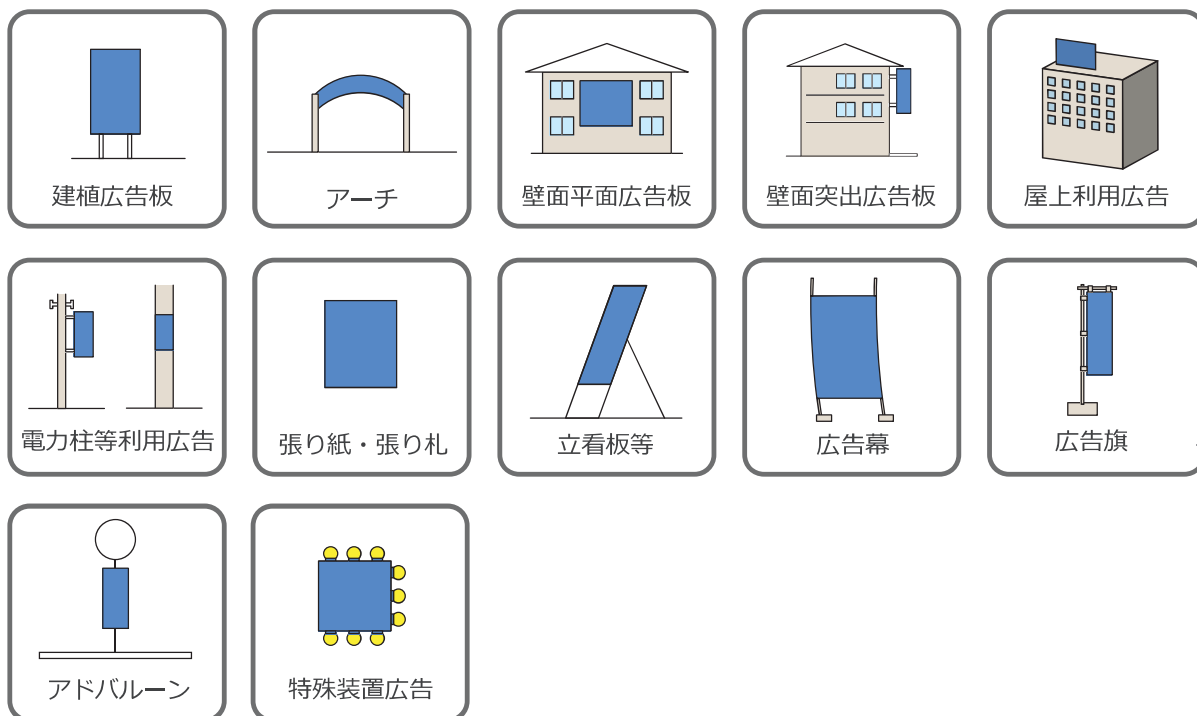


第4章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

4-1 屋外広告物の規制エリア



4-2 屋外広告物の種類

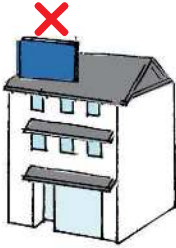


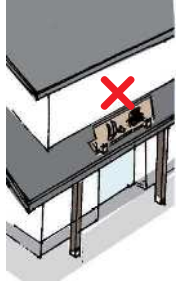
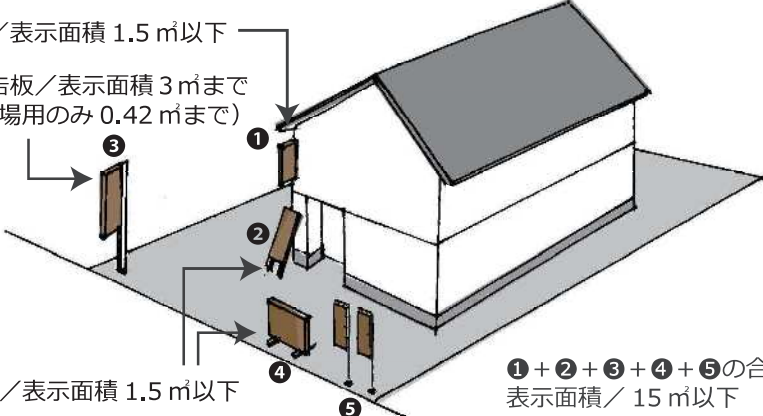


4-3 屋外広告物設置基準の一覧

	A1エリア	A3エリア	Bエリア	A2エリア	Cエリア	Dエリア										
全般	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 															
設置	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 												
規模	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。 ■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。 ■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。 ■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。 <p>(A1エリアのみ)</p>															
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ■自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。 												
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。 ■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。 <table border="1" data-bbox="284 1541 922 1641"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)</th> <th>Y R(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。 			色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	6以下	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 		
色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他												
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下												
素材	<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。 ■反射率の高い素材は使用しないこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■老朽化した看板は撤去すること。 ■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。 															

4-4 エリアごとの屋外広告物設置基準

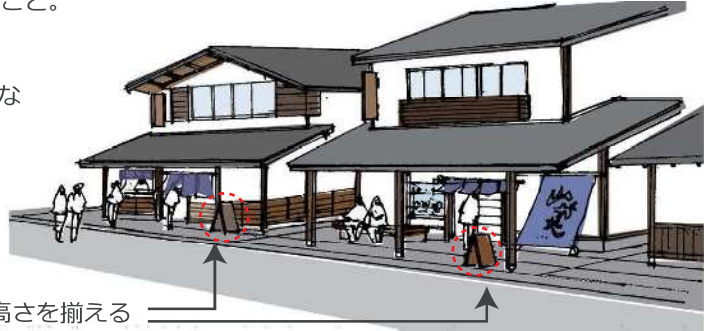
(1) A1エリア A3エリア Bエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 ■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。 ■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。 ■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。 ■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。（A1エリアのみ） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>屋上利用広告</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>吊下げ看板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>軒上看板</p> </div> </div>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。 <div style="text-align: center;">  <p>袖看板／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>建植広告板／表示面積 3㎡まで (駐車場用のみ 0.42㎡まで)</p> <p>立看板等／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>①+②+③+④+⑤の合計表示面積／15㎡以下</p> </div>

形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
- 地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。

建築物と一体的な
形態意匠



大きさ・高さを揃える

色彩

- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
- 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R (赤)	Y R (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	6 以下	6 以下	6 以下	4 以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
- 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。

-----> P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

素材

- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。

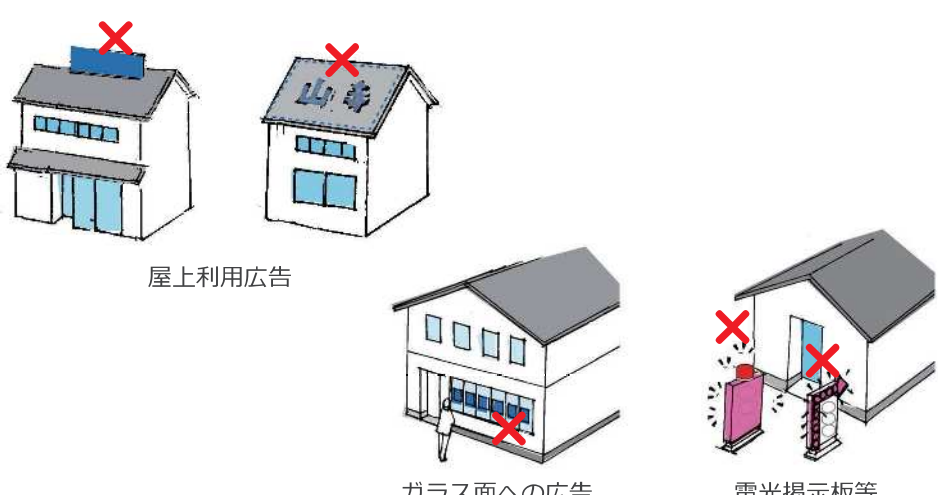
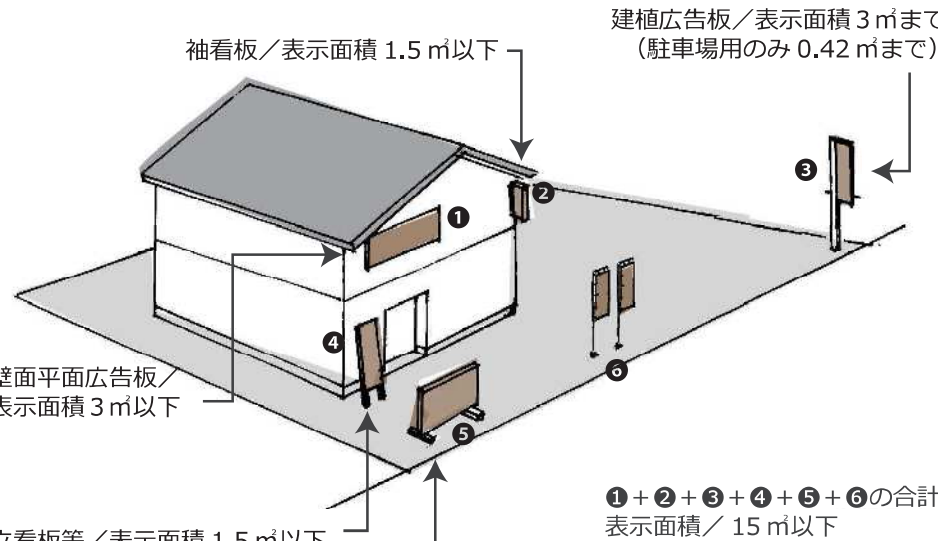


自然素材（木材）を活用した看板

その他

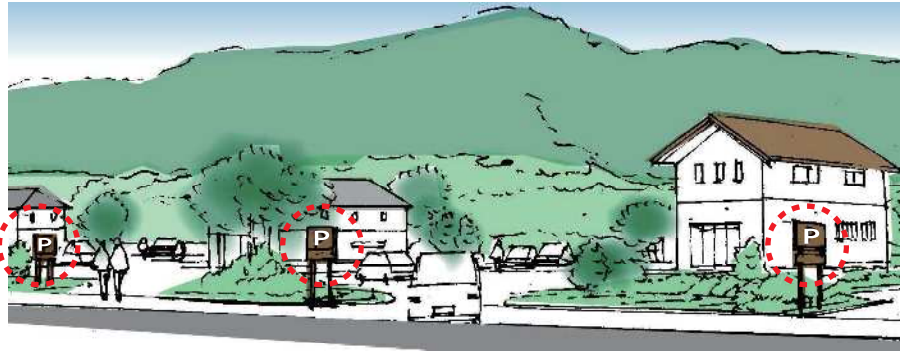
- 老朽化した看板は撤去すること。
- 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(2) A2エリア Cエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 <div style="text-align: center;">  <p>屋上利用広告</p> <p>ガラス面への広告</p> <p>電光掲示板等</p> </div>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。 <div style="text-align: center;">  <p>袖看板／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>建植広告板／表示面積 3㎡まで (駐車場用のみ 0.42㎡まで)</p> <p>壁面平面広告板／表示面積 3㎡以下</p> <p>立看板等／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>①+②+③+④+⑤+⑥の合計表示面積／15㎡以下</p> </div>

形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
- 自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。



駐車場看板の意匠・色彩を揃える

色彩

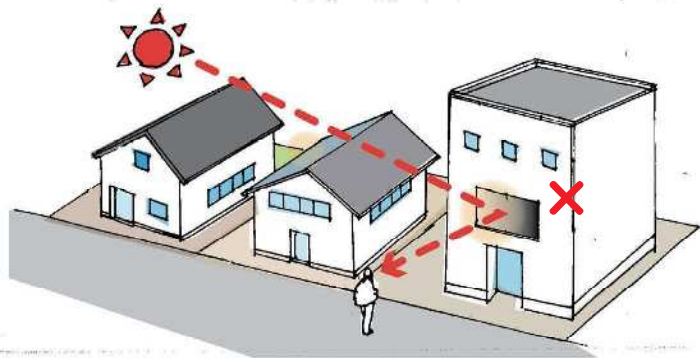
- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
- 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R (赤)	Y R (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	6 以下	6 以下	6 以下	4 以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
- 周辺の自然景観から突出した色の使用を避け、落ち着いた色調とすること。
-----> P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による基準）

素材

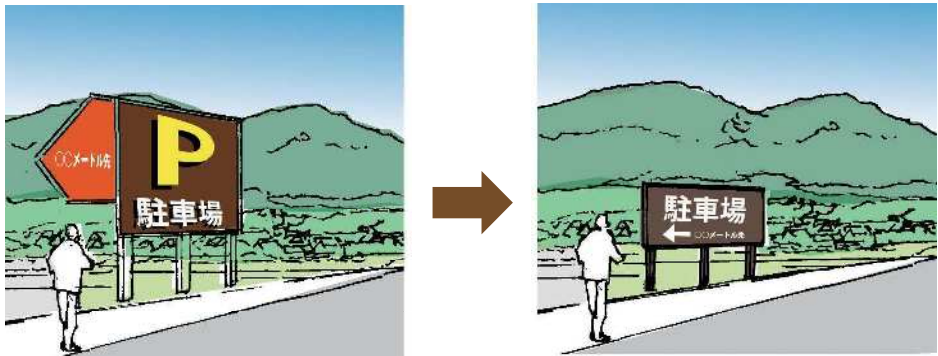
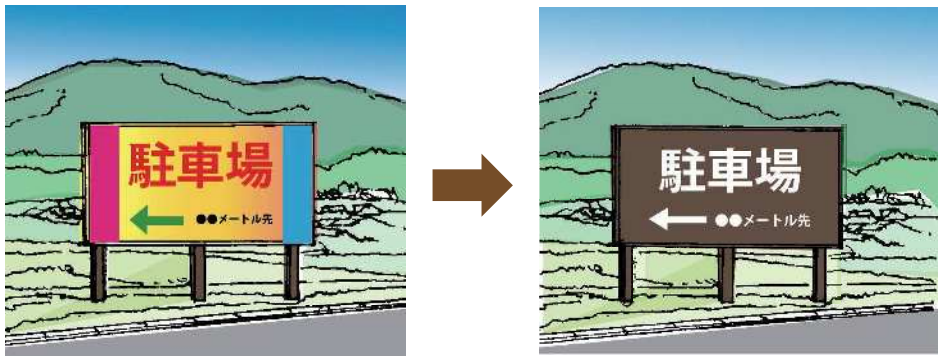
- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。



その他

- 老朽化した看板は撤去すること。
- 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(3) Dエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告を設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■看板の種類ごとの基準（別表2のとおり）を満たすようにすること。
<p>形態・意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。 
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 
<p>素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。

屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

対応エリア

A1

A2

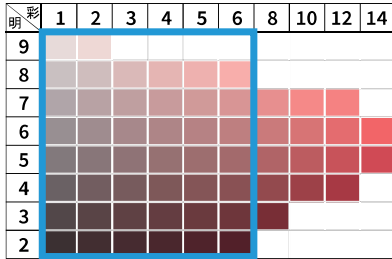
A3

B

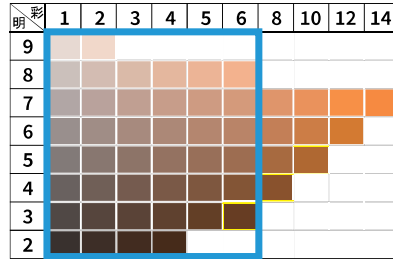
C

D

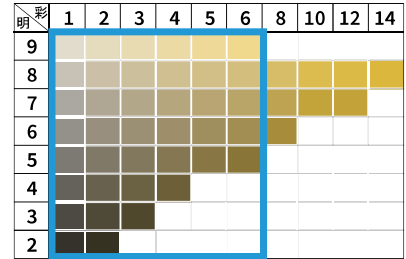
5R



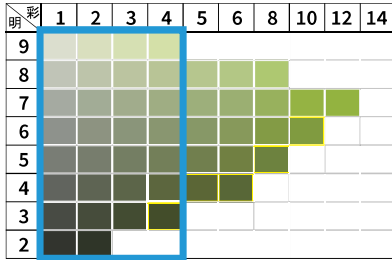
5YR



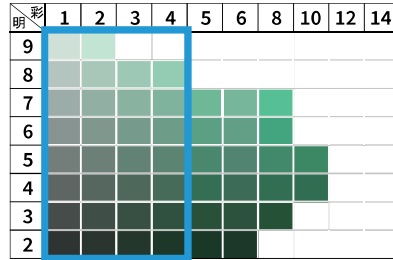
5Y



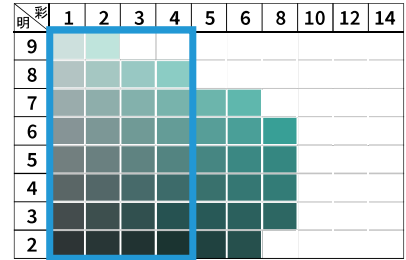
5GY



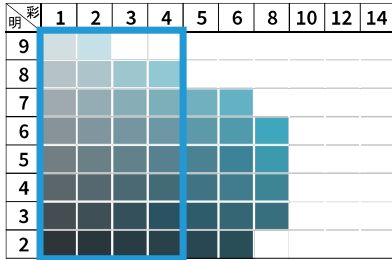
5G



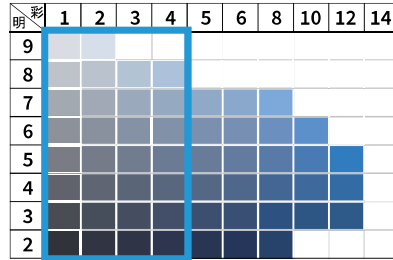
5BG



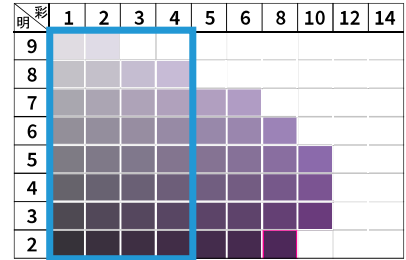
5B



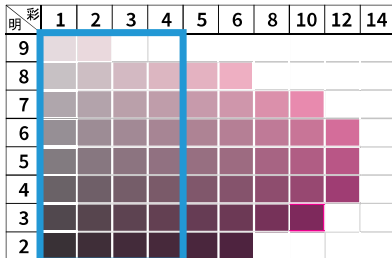
5PB



5P



5RP



 屋外広告物の色彩の基準となる色の範囲

4-5. 看板の種類ごとの基準一覧表

(別表1) 看板の種類ごとの基準一覧 **【A1】** **【A2】** **【A3】** **【B】** **【C】** エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ/長さ	幅/壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	3㎡以下	高さ3m以下		・野立て看板は設置しないこと。
建植広告板 (駐車場サイン)	○	0.42㎡	上端高さ2m 板面自体の高さ0.7m	幅0.6m	・色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とすること。 ・文字：「P」で表示すること。 ・書体：正楷書体とすること。 ・看板の柱は1本または2本とすること。 ・下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とすること。
アーチ	×				
壁面平面広告板	(原則) ×				【A1】【A3】【B】エリア ・景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。
	○	3㎡以下			【A2】【C】エリア ・1壁面の合計表示面積は3㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	1.5㎡以下	上端高さは2階軒下まで	壁面からの出幅1m以下	・周囲の看板とできるだけ高さを揃えること。 ・店舗などの看板は袖看板を基本とすること。
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	×				
立看板	○	1.5㎡以下	高さ1.5m以下		・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。 ・野立て看板は設置しないこと。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。
アドバルーン	×				
特殊装置広告 (電光掲示板等)	×				

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

（別表2）看板の種類ごとの基準一覧】【D】エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ/長さ	幅/壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	5㎡以下	高さ5m以下		
建植広告板 (駐車場サイン)	○	5㎡以下	高さ5m以下		
アーチ	○	20㎡以下	上端高さ 10m以下		・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さは5m以上とすること。
壁面平面広告板	○	5㎡以下			・1壁面の合計表示面積は5㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	5㎡以下	高さは壁面上端 を超えないこと	壁面からの 出幅 2m以下	
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	○	1㎡以下			・同じ場所に同じ内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙は全面のりづけしないこと。
立看板	○	4㎡以下	高さ 3.6m以下		・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅 1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。
アドバルーン	○		長さ 15m以下	幅 1.5m 以下	・気球の直径は 3m以下とすること。 ・係留場所から気球先端までの垂直距離は 50m以下とすること。
特殊装置広告 (電光掲示板等)	○				・看板の種類ごとの基準に合わせること。

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積



●お問い合わせ先

山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

TEL: 023-641-1212 (内線 512) FAX: 023-624-8903

令和3年4月作成・発行